

横浜市省エネ住宅相談員登録制度実施要綱

制 定 平成 24 年 10 月 19 日 建住計第 522 号（局長決裁）
最近改正 令和 3 年 11 月 12 日 建住政第 1644 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、省エネ住宅の普及を図るため、民間における住宅の省エネ対策に関する知識を有する専門家（以下「省エネ住宅相談員」という。）を増やし、市民が住宅の省エネ対策について身近な場所で安心して相談する機会を充実させることを目的とする。

（相談業務）

第 2 条 省エネ住宅相談員は、適切な工法の提案、費用の目安の提示、補助制度及び減税制度の情報提供並びにその他省エネ住宅に関する一般的な相談について、無料で業務を行うものとする。

2 前項に掲げる省エネ住宅相談員の業務の範囲を超え有料となる場合は、その旨を相談者に事前に説明しなければならない。

（省エネ住宅相談員の責務）

第 3 条 省エネ住宅相談員は、次に掲げる事項を遵守して業務にあたるものとする。

- （1）省エネ住宅に関する相談業務を良心的かつ誠実に行うこと。
- （2）省エネ住宅に関する講習会等に積極的に参加し、知識や技術力の向上に努めること。
- （3）住宅の省エネ化に関する横浜市の施策に協力し、市民に情報提供を行うこと。

（申請要件）

第 4 条 登録の申請を行うことができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- （1）一級建築士、二級建築士、木造建築士、一級建築施工管理技士又は二級建築施工管理技士のいずれかの資格を保有していること。
- （2）市内に在住している者、または市内に本社若しくは営業所がある事業所（個人事業主も含む）に勤務している者であること。
- （3）前条に規定する省エネ住宅相談員の責務を遵守して実施することを宣誓できること。

（登録の申請）

第 5 条 登録の申請を行う者は、次に掲げる申請書類を市長に提出するものとする。

- （1）横浜市省エネ住宅相談員登録申請書（第 1 号様式）
- （2）省エネ住宅相談員 PR シート（第 2 号様式）
- （3）市内に在住、または在勤を証明する書類（住民票の写し、源泉徴収票の写し等）
- （4）資格証明書の写し
- （5）その他必要とみとめられる書類

2 第 6 条第 1 項又は第 2 項に規定する登録の有効期間満了後、引き続き登録を受けようとする者は、直近登録時の内容に変更がない場合に限り、前項第 2 号から第 4 号の提出を省略することができる。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、省エネ住宅相談員の登録日から2年とする。

2 第7条第2項により臨時に登録した場合にあっては、別に市長が定める期日までとする。

(登録の募集)

第7条 市長は、2年に1度、登録期間を定めて省エネ住宅相談員の募集を行う。募集の時期は、前条第1項に定めた登録の有効期間の満了前とする。

2 市長は、必要に応じ、臨時に登録の募集をすることができる。

(登録の決定)

第8条 登録を申請した者は、横浜市が主催する登録のための講習会（以下、「登録講習会」という。）に参加しなければならない。

2 市長は、前項の登録講習会に参加した者について、第4条に規定する申請要件に該当する場合には登録することができる。

3 市長は、登録を決定した者に対し、横浜市省エネ住宅相談員登録決定通知書（第3号様式）により通知する。

(情報の公開)

第9条 市長は、省エネ住宅相談員名簿を作成し、市民に対して公開する。

(実績報告)

第10条 登録を受けた省エネ住宅相談員は、速やかに相談実績を市長に報告しなければならない。

(登録の抹消)

第11条 市長は、登録を受けた省エネ住宅相談員が、次に掲げる要件に該当する場合には、登録を抹消することができる。

(1) 第3条に規定する事項に著しく反していると認められる場合

(2) 第4条に規定する申請要件を欠いた場合

(3) 第10条に規定する実績報告を行わなかった場合

(4) 省エネ住宅相談員自ら登録抹消を申し出た場合

2 市長は、抹消を決定した者に対し、横浜市省エネ住宅相談員登録抹消通知書（第4号様式）を発行するものとする。

3 同条第1項により登録が抹消された者は、登録抹消の日から1年間は、登録を申請することができない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

4 市長は、登録抹消の理由によっては、再登録を認めないことができる。

(変更の届出)

第12条 登録を受けた省エネ住宅相談員は、第5条の申請内容に変更があった場合は、横浜市省エネ住宅相談員登録事項変更届（第5号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は建築局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年10月19日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年11月30日をもって登録の有効期間が満了する省エネ住宅相談員については、第5条第1項の定めに関わらず、横浜市が指定する講習会を受講し、また、省エネ住宅相談員実績報告書(第4号様式)を市長に提出した場合に限り、初回の更新登録の有効期間は3年とする。

附則

この要綱は、平成29年9月29日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年11月8日から施行する。